

# 令和元年度山形県食品適正表示推進者養成講習会開催要領

山形県指定団体 公益社団法人山形県食品衛生協会

## 1 趣旨

『山形県食品適正表示推進者設置要領』に基づき、食品の適正表示の推進者(以下「食品適正表示推進者」という。)を養成するための講習会の開催に関し、必要な事項を定める。

## 2 講習区分

- (1) 生鮮食品 - 生鮮食品取扱業者〔野菜・果物・穀類・乾物・食肉・魚介類販売業等〕
- (2) 加工食品 - 食品の製造・加工業者〔仕出・弁当屋、そうざい製造業、その他食品製造(加工)業〕
- (3) 生鮮・加工食品 - 生鮮食品の取扱業者及び食品の製造・加工業者
- (4) 再講習 - すでに受講した者であつて、再受講を希望する者

## 3 カリキュラム及び講習内容

カリキュラム	講習内容	時間
生鮮食品	生鮮食品の表示	30分
共通	食品表示法	70分
	景品表示法	20分
	計量法	25分
加工食品	加工食品の表示 表示の具体例	90分 30分

## 4 講習日時及び場所等 【受講申込受付:午前9時から午後4時まで(土・日曜日及び休日を除く)】

日時	会場	定員(人)	申込締切日	備考
11月6日(水) 10:00~15:30	山形ビッグウイング 4階 中会議室 山形市平久保100番地	120名	10月23日(水)	(1)生鮮食品 10:00~12:30 (2.5時間) (2)加工食品 10:30~15:30 (5時間)
11月14日(木) 10:00~15:30	庄内町余目第四公民館 多目的ホール 庄内町南野字十八軒21-1	120名	10月30日(水)	(3)生鮮・加工食品 10:00~15:30 (5.5時間) 12:30~13:30 休憩

## 5 受講申込み

(1) 受講申込書に、必ず受講料を添えて、次の各地区食品衛生協会又は県食品衛生協会に提出してください。

地区協会名	所在地	TEL	FAX
山形	村山保健所内 (山形市十日町1-6-6)	023-626-3258	023-626-3259
	山形市保健所内 (山形市城南町1-1-1霞城セントラル)	023-676-9195	023-676-9196
寒河江	村山総合支庁西村山地域振興局内 (寒河江市大字西根字石川西355)	0237-86-8014	0237-86-0905
北村山	村山総合支庁北村山地域振興局内 (村山市楯岡笛田4-5-1)	0237-47-8604	0237-55-2130
新庄	最上保健所内 (新庄市金沢字大道上2034)	0233-29-1262	0233-22-2025
酒田	庄内保健所内 (三川町大字横山字袖東19-1)	0235-68-0630	0235-68-0630
鶴岡	庄内保健所内 (三川町大字横山字袖東19-1)	0235-68-1391	0235-68-1391
長井	置賜保健所内 (米沢市金池7-1-50)	0238-21-2185	0238-21-2185
東南置賜	置賜保健所内 (米沢市金池7-1-50)	0238-21-2185	0238-21-2185
県食協	エフエム山形3F (山形市松山3-14-69)	023-641-9340	023-641-9348

※受講申込み後のお問合せは、山形県食品衛生協会までお願いいたします。(電話番号023-641-9340)

(2) 受講料は、次の表のとおりです。

区分	生鮮・加工関係	再講習
会員等	2,700円	1,200円
非会員	3,300円	1,700円

※会員等:地区協会の会員若しくは会員の施設で業務に従事する者又は県協会の賛助会員若しくは賛助会員の施設で業務に従事する者

【注意】再講習の受講料には、テキスト代が含まれておりません。  
前回受講時のテキストを持参するか、新たに購入してください。(テキスト代1,300円)

## 6 食品適正表示推進者証の交付

- (1) 受講修了者には、「食品適正表示推進者証」を交付します。ただし、再講習の方は除きます。
- (2) 当日、受講者又は講習区分を変更するときは、推進者証交付手数料500円の追加負担となります。

## 7 その他

- (1) 受講申込書を受理した後、申込者に対して、県協会より確認書(受付番号記入)をFAX送付します。
- (2) 定員になり次第締切りとなりますので、早めにお申込みください。
- (3) 一旦納入された受講料は、お返しいたしません。
- (4) 昼食は、各自ご準備のうえお取りください。